

期限切れ健康保険証 7月末まで利用可に「さらに延長は考えず」

有効期限切れの健康保険証を3月末まで使うことを認める措置について厚生労働相は会見で、7月末まで延長する方針を示し、「さらに延長することは考えていない」と述べました。

マイナンバーカードに健康保険証の機能を持たせた「マイナ保険証」への切り替えに伴い、従来のすべての健康保険証は昨年12月1日をもって有効期限が切れています。現在は原則、マイナ保険証か、マイナ保険証を登録していない人に届く「資格確認書」を使う必要があります。

切り替えに伴う混乱を避けるため、厚労省は今年3月末まで、患者が期限切れの保険証を持参して受診しても、医療機関側が窓口で資格を確認し、医療費を全額支払うことを求めない対応を認める通知を出していました。しかし、現在も期限切れの保険証で受診する人が一定数いることなどを踏まえ、措置を延長することとしました。マイナ保険証を利用している患者の割合は徐々に増えており、1月末時点で64.62%となっています。

「国保逃れ」是正へ 厚労省が通知 役員業務や報酬要件を明確化

厚生労働省は、個人事業主らが一般社団法人の役員になることで高額な国民健康保険料の支払いを免れる「国保逃れ」の是正に向けた通知を出しました。役員としての業務や報酬の要件を明確化し、実態がないと判断された場合、社会保険は適用されないと明示しています。

個人事業主らは一般的に国民健康保険に加入しますが、形式的に一般社団法人の役員に就任し、国保から社会保険に切り替える「国保逃れ」があると指摘されています。厚労省によりますと、保険料の算出の基になる役員報酬を低くすることで保険料を抑えるほか、報酬を上回る金額を会費などの名目で支払わせている実態があります。

社会保険の適用を判断する日本年金機構などに通知した役員としての業務に当たらないケースとして、「アンケートへの回答や勉強会への参加など単なる自己研さん」「活動報告や情報共有など、役員としての具体的な指導監督や権限の行使に当たらない業務」「法人の事業を紹介するなど、単なる協力にとどまるような業務」を挙げています。

個人事業主らが法人に対し役員としての報酬を上回る額の会費などを支払っている場合も、業務の対価に見合った報酬を受けているものとは認められないとして、条件を満たしません。日本年金機構は今後、「国保逃れ」が疑われる事業所への調査を実施し、必要な指導などを行う予定です。

十勝の求人倍率 0.93倍 8カ月連続で前年下回る 1月雇用情勢

帯広公共職業安定所が発表した2026年1月の十勝管内雇用情勢によりますと、有効求人倍率(季節調整値)は前年同月比0.12ポイント減の0.93倍となり、8カ月連続で前年を下回りました。求職者数に対して求人が下回る「買い手市場」が続いており、原材料費高騰などが企業の採用意欲に影響している可能性があります。



- 五稜郭 桜 (函館) -

◆ ご存知ですか？ ◆

【 つながらない権利 】

「つながらない権利」とは、勤務時間外や休日において、会社からのメール・電話・チャット等への対応を強制されず、業務から切り離される権利を指します。テレワークやスマートフォンの普及により、時間や場所にとらわれない働き方が広がる一方、私生活との境界が曖昧になり、長時間労働やメンタル不調の一因となることが問題視されています。日本では現時点で明確な法規制はありませんが、2026年以降の労働基準法改正に向けた議論の中で、勤務時間外の連絡の在り方や企業の配慮義務について検討が進められています。今後は企業としても、連絡ルールの明確化や運用の見直しが重要となってきます。

事務所より

新年度がスタートしました。3月の慌ただしさを乗り越え、ひとつの区切りを迎えられた方も多いのではないのでしょうか。プライベートでは年明けが節目となりますが、仕事においてはやはりこの4月が本当のスタートと感じられる場面も多いものですね。十勝でも日中は暖かさを感じる日が増え、雪解けが一気に進むなど、春の訪れを実感できるようになってきました。新たな体制や取り組みが始まるこの時期、環境の変化も多くなりますが、一つひとつ丁寧に対応しながら、良い一年のスタートにつなげていきたいものですね。

マイナビが行った「つながらない権利をめぐる個人の本音と企業の実態調査」によりますと、勤務時間外にも業務連絡があると回答した正社員は約7割にのぼり、特に管理職ではその割合がさらに高いことが示されています。また、6割以上が時間外の連絡について「できれば対応したくない」と感じている一方で、実際には対応せざるを得ない実態も浮き彫りとなっています。こうした結果からは、デジタルツールの普及により「いつでもつながれる」環境が整った反面、働く側の休息やメリハリが損なわれている現状がうかがえます。今後、法整備の動きも進む中で、企業としても時間外連絡のルールや運用を見直すことが重要になってくると考えられます。十勝のように人手が限られる地域においても、持続的に働ける環境づくりという観点から、働き方の見直しが求められることとなります。

ホームページ内の情報提供について

弊社ホームページ内の「人事労務ライブラリ」では、法改正のポイントや各種制度の手引き、助成金情報、人事労務に関する統計調査などを掲載しております。実務に役立つ情報を中心に、内容は随時更新しておりますので、お時間のある際にぜひご覧ください。また、顧問先様専用ページとして「労務管理ワンポイント」「就業規則の規定例」もご用意しております。日々の労務管理や社内規程の見直しの際に、ご参考にしていただければ幸いです。なお、顧問先様向けメールマガジンにて最新情報及び顧問先様専用ページのご案内をしております。メールマガジン未登録の場合は、お気軽に弊社までご連絡ください。



4月支払分の給与から控除する健康保険料率、介護保険料率が変更となります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせさせていただいた一覧表をご参照の上、控除して下さいますよう、お願いいたします。また、6月1日より受付が開始される労働保険年度更新手続きにつきまして、現在弊社において令和7年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っておりますので、その内容についてお問い合わせさせていただく事があります。どうぞよろしくお願いたします。

